



今後の金融機関の動向について

中小企業金融円滑化法が平成21年12月4日に施行されてから2年が経過し、平成24年3月31日まで延長されたこともあり、中小企業の貸付条件変更（リストケジュール）の申込件数も全国で176万社以上、そのうち158万社以上が実行（90%）されています。また、一度条件変更して1年が経過し再度条件変更の延長を申し出ている中小企業も出てきているのも現状です。

この、中小企業の救済ともいえる中小企業金融円滑化法によって銀行への元金返済等が猶予され資金繰りが楽になった企業も多いかと思いますが、この金融円滑化法が平成24年3月31日をもって終了します。以後の延長はないでしょう。では、この金融円滑化法の終了後の金融機関はどうゆう対応に変わっていくのでしょうか？

金融庁が発表した「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」を簡潔に整理すると、事業の持続可能性があるかということが大きなポイントになってきます。事業の持続可能性があると判断された事業者（債務者）には、ビジネスマッチングや販路獲得支援、貸付条件の変更を始め、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄の検討など金融機関も協力的な支援体制をとるのに対して、事業の持続可能性が見込まれない事業者（債務者）に対しては、

①貸付条件の変更等の申込みに対しては、機械的に応じるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該債務者の取引先への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性の確保の観点

等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。

②その上で、債務整理等を前提とした債務者の再起に向けた適切な助言や債務者が自主廃業を選択する場合の取引対応を含めた円滑な処理等への協力を含め、適切に実施する。というようなものです。つまりは、事業の持続可能性があれば支援し、事業の持続可能性がなければ安易に条件変更（リスク）をしたりせず、債務整理や自主廃業も視野に入れた十分な検討をするというものです。これは、金融行政のはつきりとした意思表示であり、今までのように「申請があれば誰にでも融資をするつもりはない」「回収可能性が不透明な融資を放置するつもりなく、積極的に処理を進める」「延命処置はしませんよ」という明確な意思表示であり、「自主廃業」や「債務整理を前提」などこれまでになかった文言が出てきていることからもこのことが窺える。

では、今後はどうすればよいのか？これは金融機関に対して事業の持続可能性があることをアピールしなくてはいけません。つまりはしっかりと根拠のある事業計画書を作成して金融機関に提出し、事業計画書の達成に向けての取り組みを実施し、進捗状況を管理し、修正しながらその状況を金融機関に報告することで信頼関係を構築することです。

これから（平成24年4月以降）の金融機関の対応は厳しくなることが予想されますが、私達はお客様に信頼されるサポーターとなるべく全力で努めさせていただきます。事業計画書の作成支援が必要な方は是非ご相談ください。



川田のつぶやき

平成23年はいい年であったでしょうか？3月に、未曾有の大震災、原発事故…それについての風評被害！

「がんばろう日本！」ところが…具体的に身近に迫ってくる復興の為の処理には抗議や反対することが敏感に反応する。やっぱり、自分の地域には処理場は提供できない、放射線を浴びた地域からの食物は遠慮する！といった具合。

必死になればなるほど、真剣に生きようとすればするほど…悪を避けることはできない！と…

皆さんはどう感じておられるでしょうか？

言うは易し、行うは難し！である。

今年…私の愛する人が逝きました。終わりよければすべてよい！と言っていた人が…

人生が終わってどうなんだろう？

後悔ばかりでは？バカ息子が後悔ばかりです。そう…母が逝ったのです。そんな息子は、毎日手を合わせるだけです。悔いております。

もう少し幸せな人生を送らせてやれば良かった！と…。

がんばれ！俺！

人は、満足したり…これで良し！…そう思った瞬間に退化していくよう…。

いつまでも、ずっと精進していきたい！吸収したい！

「がんばろう日本」・「がんばろう…みんな！」

KIZUNA

2012/vol.018

新年あけましておめでとうございます。

昨年3月11日の東日本大震災による津波と福島原発事故は我が国に未曾有の災害をもたらしました。死者行方不明者が約2万人にも及び、福島県では多くの人々が避難を余儀なくされました。世界的にも、2月にはニュージーランドの地震で日本人留学生18人を含む180人以上の死亡、4月にはアメリカで竜巻が発生し、死者多数および原子炉停止が起こり、10月にはタイでの大洪水とトルコ地震で600人以上の死者と支援活動していた日本の若者が亡くなりました。国内外を問わず、大きな災害に見舞われた一年でした。自然災害において、最も大切なことを、東北地方の人々が示してくれました。それは強い忍耐力と絆です。人と人との絆が切れたとき人は孤独を感じ、生きる力を失ってしまいます。今こそ、絆を大切にしてこれから起るあらゆる困難を乗り越えていきましょう。

今年もよろしくお願い申し上げます。

税理士 高濱 三喜夫

久住山登山

平成23年10月22日朝6時事務所出発。川田さんが、なかなか来ず、所長が携帯に連絡すると、寝坊しました！。どんよりの天気で今日は登れるのかなあ。登れないのかなあ。という天気だったので、川田さんも登る気が無かつたのでしょうか。熊本では、雨が降ってなかつたので、取り敢えず、集合場所の久住山の牧ノ戸峠登山口まで、レッツゴー！

案の定、快晴ではなく、寒いわ、雨が降つてくるわで、最悪のコンディションの中、せつかく来たので、登り始めました。何回か登ったことのある、コンクリートの長い坂道を登り、途中の階段で、息も上がり、年に一度のこの行事が、体力の衰えを実感させてくれます。

快晴であれば、紅葉が美しく、感動！しながら登つていけただろうに、霧で視界がわるかつたものの、下界では味わえない景色が見れました。

頂上でご飯が食べれなかつたのは残念でしたが、一回登つたこともあるし、まついいかつ。

今年は大きい山へ登れるかも？しれないでの、いまから、体力強化とダイエットに励みたいと思います。

10月にはまた九州の山を登る予定です。どこの山かは、ギリギリまでわかりませんので、時期が近づきましたら、是非スタッフへ、お尋ね下さい。沢山の方のご参加をお待ちしています。



◆知つとこう!巷で注目のキーワード

TPPって何だろう?

さて今回は、最近頻繁にニュースや新聞で目にするTPPについてです?そもそもTPPって何でしょう?加盟することは自社にどう影響するのでしょうか?

TPPはTrans-Pacific Partnershipの頭文字をとったものです。日本訳では環太平洋戦略的経済連携協定となります。TPPは、加盟国との間で取引される品目に対して関税を原則的に100パーセント撤廃しようというものです。現在、工業製品や農産品、金融サービスなどをはじめ、全品目について、2015年をめどに関税全廃を実現するべく協議が行われています。

現在の加盟国はアメリカ、オーストラリア等の全9カ国であり今後もメキシコ等が参加を表明しています。

TPPの目的である関税撤廃というのどのように各業界に波及するかというの非常に注目されます。そもそも関税とは自国の産業を保護する目的で作られています。

例えば主食となっている米ですが、海外で作られているコメに対する関税は778%。小麦の関税も252%と高く、国内では小売価格が高くなってしまうため、輸入米等はほとんど流通していないわけです。次にTPPに関連する事項をまとめてみました。

税のあれこれ

●年末調整の注意点

平成22年分までの年末調整については、年齢15歳以下の扶養親族は38万円の所得控除が設けられていました。しかし平成23年分の年末調整からは、子供手当の支給との関係から、15歳以下(正確には平成8年1月2日以降に生まれた人)の扶養親族については、38万円の所得控除が廃止されました。この他にも、控除額についても変更されています。下記の改正後の控除額の比較を参考に年末調整を行っていきましょう。

〔現行〕	
親族の年齢	控除額
0歳~15歳(一般扶養親族)	38万円
16歳~18歳(特定扶養親族)	63万円
19歳~22歳(特定扶養親族)	63万円
23歳~69歳(一般扶養親族)	38万円
70歳以上(老人扶養親族)	48万円



〔改正〕	
親族の年齢	控除額
0歳~15歳(対象外)	廃止
16歳~18歳(一般扶養親族)	38万円
19歳~22歳(特定扶養親族)	63万円
23歳~69歳(一般扶養親族)	38万円
70歳以上(老人扶養親族)	48万円

●適用が延期されていた平成23年度税制改正

東日本大震災の発生に伴い、適用が延期されていた平成23年度税制改正の適用時期等の大綱が発表されました。

<法人税>

①中小企業等の法人税率の軽減(減税)

〔現行〕	
所得金額800万円超	30%
所得金額800万円以下	18%



〔改正案〕	
所得金額800万円超	25.5%
所得金額800万円以下	15%

この改正による税率は、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より適用

②エネ革税制

現在太陽光発電設備等の一定の設備投資を行った場合には、取得費用の全額が償却費(経費)になっていました。

この制度が平成24年3月31日をもって終了となりました。

<所得税>

給与所得控除の見直し(増税)

給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について上限を245万円に設定されました。これまで年間の給与収入が1,800万円の場合260万円の給与所得控除額が認められていきましたが、平成24年からは控除額が245万円となり15万円所得が増加することになりました。

<消費税>

これまで、基準期間(法人は事業年度の前々事業年度、個人事業者はその年の前々年)の売上高が1,000万円未満である場合には、当期又は当年の消費税は免税でしたが、平成25年1月1日以降開始事業年度又は平成25年1月1日以後開始年からは、前期又は前年の半期分の売上高を考慮して、消費税が納税になるか免税になるかを考えることになりました。

消費者の利点は

TPPで関税がなくなれば、輸入食料品が安く手に入ります。価格面の魅力は大きい。チリ産ワインやメキシコ産マンゴーは、経済連携協定(EPA)で関税が引き下げられたりゼロになり、国内で普及が進んだ一例。消費者の選択肢が広がるのは間違いない、海外食品や加工品がスーパーに並ぶ場面が増えそうです。

関税の撤廃対象は

対象となる農産品は約940品目に上ります。議論の中心のコメの関税は778%。仮にゼロになれば米国産のブランド米などが県内でも流通するとみられ、まずは外食産業で使われる可能性が高いようです。例えば牛丼は輸入牛肉の価格低下で、さらなる値下げがあり得ます。小麦の関税も252%と高いため、うどんやパンの価格に反映される可能性があります。

ブランド品は

県内にもティファニーやコーチなど米国ブランドの店舗はありますが、関税撤廃の恩恵は小さそうです。経済産業省によると、農産物以外の鉱工業品は関税が既に低い上、生産場所がTPP交渉の参加国に限られるなど細かなルールがあるためです。

食の安全性は

消費者にとって気掛かりなのが、食品の安全性の問題。TPP参加国間で、安全基準の新たな統一ルールが作られる可能性があるためです。遺伝子組み換え食品の表示や添加物基準の緩和が行われると、食の安全性が確保されにくくなる可能性があります。

食料自給率は

農林水産省によると、海外の農産物が安く大量に入ってくることで国内農家の廃業が相次ぎ、日本の食料自給率は40%から13%へと低下する見通し。海外で災害などがあれば、たちまちコメ不足に陥ってしまう可能性も懸念されます。

輸出業界

TPP参加により輸出は伸びると見込まれています。関税が撤廃されるために海外での小売価格が下がるためなのですが、円高により海外生産比率が高まっているため、見込みよりも輸出は伸びないだろうという考え方もあります。

TPPはメリット、デメリットの両面がありますが、世界的に自由貿易推進の潮流があることやお隣の韓国が自由貿易協定により輸出が増加していることを考えれば、日本は参加せざるを得ないかもしれません。今後、中小企業にとって海外市場というものがより身近になる一面、国内での競争は激化すると考えられます。今後の展開に注目です。

<相続税・贈与税>

□相続税(増税)

①基礎控除額の見直し相続税の基礎控除額が下記とようになります。

【現行】	
5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	



【改正案】	
3,000万円+600万円×法定相続人の数	

4人家族の場合、これまで財産が8,000万円までは相続税はかかりませんでしたが、この改正により財産が4,800万円を超えた場合、相続税が発生することになります。

②相続税率の見直し

相続税の税率が下記のように変更されます。

【現行】	
財産の価額	税率
1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%
1億円以下	30%
3億円以下	40%
3億円超	50%



【改正案】	
財産の価額	税率
1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%
1億円以下	30%
2億円以下	40%
3億円以下	45%
6億円以下	50%
6億円超	55%

②贈与税率の見直し

相続時精算課税による贈与以外の贈与は、すべて一般の贈与とされました。一般的の贈与を

- 1. 20歳以上の子や孫が直系尊属である親や祖父母からの財産の贈与を受けた場合
- 2. イ. イ以外の贈与の場合

の2種類に区分して贈与税率を設定しました。(税率表については省略)

*上記①及び②の改正は、平成24年1月1日以後の贈与から適用となります。

<住民税>

個人住民税の均等割を年額500円引き上げる。平成26年度から平成30年度までの5年間において適用する。